

# 福知山市森林経営管理意向調査実施計画

令和3年3月30日策定

## 1 目的

森林経営管理法（平成30年号外法律第35号）第5条の規定に基づき、森林所有者に対し森林の経営管理の意向に関する調査（以下「意向調査」という。）を行うに当たり、福知山市内において円滑に意向調査を進めていくことを目的に長期の福知山市森林経営管理意向調査実施計画（以下「長期計画」という。）を策定する。

## 2 長期計画の対象森林

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、京都府が定めた由良川地域森林計画の対象森林の人工林のうち、過去10年間に施業が行われた森林、森林経営計画により施業対象となっている森林、生産森林組合所有の森林、国有林及び公有林（分収林含む）を除いた森林（以下「対象森林」という。）とする。

ただし、字観音寺の森林はモデル地区、字室及び字市寺の森林は総合治水の観点により、令和元年度から令和2年度において、意向調査を行ったため、長期計画の対象から除くこととする。

## 3 長期計画の区域設定

森林法第10条の5第1項に基づき、本市が策定した福知山市森林整備計画における森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1号ロの規定に基づく区域図（別図1）とする。

## 4 意向調査実施の優先順位

次の各項による配点の総合点順に意向調査を実施することとし、その総合点順は別表1のとおりとする。

なお、河守・河西地区については、治水対策と一体的に事業を推進することを目的に、点数順によらず最優先することとする。

(1) 次のアからクについて、区域ごとに並び替えた上で最上位のものに29点を付し、以降1点ずつ繰り下げた点数を付すこととする。

ア 人口の多い区域

イ 私有人工林面積の多い区域

- ウ 対象面積率が高い区域
- エ 路網密度が高い区域
- オ 森林に関する地元の資料がある自治会が多い区域
- カ 地元の協力の意向が高い区域
- キ 管理農地面積が多い区域
- ク 山地災害危険地区数が多い区域

(2) 平成25年台風18号、平成26年8月豪雨及び平成30年7月豪雨により浸水した区域に対し、1回10点の点数を付すこととする。

(3) 総合点が同じ場合は、対象面積が多い区域を優先することとする。

## 5 長期計画の変更

長期計画は、必要に応じ変更できるものとする。